

写

30 太国協第4号

平成31年2月4日

太宰府市長 楠田 大蔵 様

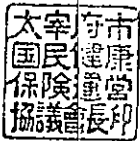
太宰府市国民健康保険運営協議会
会長 清水 章



太宰府市国民健康保険事業の運営について (答申)

平成30年12月14日付30太国年第860号で諮問されました標記のことについて、これまで3回にわたり審議した結果、下記のとおり答申します。

記



1 答申

平成31年度の国民健康保険税の税率を次のとおりにすることが適当である。

① 医療給付費分

所得割 7.10%を7.37%に改定すること。

均等割 据置きとすること。

平等割 26,500円を28,000円に改定すること。

② 後期高齢者支援金等分

所得割 2.40%を2.47%に改定すること。

均等割 8,000円を8,300円に改定すること。

平等割 8,100円を9,200円に改定すること。

③ 介護納付金分

所得割 据置きとすること。

均等割 据置きとすること。



2 平成31年度国民健康保険税率のあり方

本市における国民健康保険の特徴としては、1人あたりの医療費が医療技術の高度化や被保険者の高齢化により増加していること、被保険者数が減少傾向にあることなどがあげられる。全国的にも65歳以上の前期高齢者の比率が高まっていること、今後も後期高齢者数が増加の一途を辿ることから、国民健康保険における高齢者への支援がますます増加することが予想される。

また、平成30年度から3年間は実施するとされていた福岡県における負担緩和措置は2年目にして財政的に厳しい状況を迎えており、平成32年度以降についてはさらに厳しいものとなることが予想される。負担緩和措置が縮小、またはなくなった場合、各市町村の負担となるため、本市の財政に与える影響も大きなものとなる。

このため、平成31年度の税率を現行のまま据え置く、もしくは引き下げた場合、次年度以降の負担緩和措置の在り方によっては大幅に税率を上げることも必要となる。

これらの状況を踏まえ協議した結果、

- (1) 国民健康保険事業特別会計の単年度収支は赤字を生じないように努める。
- (2) 負担緩和措置により現行税率及び標準保険税率であっても、平成31年度国民健康保険事業特別会計収支は黒字の見込みとなるものの、今後の国民健康保険の状況を鑑みると、1人あたり医療費や後期高齢者支援金の増加傾向は続くものとみられることから、税率を引き下げることが適当ではない。
- (3) 平成32年度以降、負担緩和措置がなくなった場合、措置部分そのまま単年度の赤字として計上されることから、急激な税率引き上げによる被保険者の負担増を招かないよう、負担緩和措置が取られている間に段階的に引き上げを行うことが適当である。
- (4) 平成31年度国民健康保険事業特別会計収支に黒字が生じた場合は、平成32年度以降の収支に赤字が生じた際の補てん財源として積み立てを行うことが適当である。

との意見で、委員の中において一致した。

以上のことから、当運営協議会では市に対して、国民健康保険財政の健全化を図り、制度の安定的な運営を図るためにも、被保険者への一定の負担は増すものの、税率の引き上げはやむを得ないとの結論に至った。

3 付帯意見

- (1) 国民健康保険事業特別会計の国保制度改革前の累積赤字が、依然として大きな課題となっているため、税率の改定と併せて一般会計からの法定外繰入を実施のうえ、本年度中に累積赤字の解消に努めること。
- (2) 今後も税率の見直しに当たっては、被保険者の負担能力等への配慮に努めること。
- (3) 国民健康保険財政の健全化を図るためにも、国民健康保険税の収納額の確保に努めるとともに、医療費の適正化のため、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率の向上等、太宰府市国民健康保険保健事業実施計画（太宰府市データヘルス計画）に基づく保健事業や健康づくり事業等の取組の強化に努めること。

